

令和 5（2023）年度 保育園からのお願い

明 光 保 育 園

1 入園時の提出書類について

（1）提出書類

- ① 家庭状況調査票（別紙 1）（入園説明会開催通知に同封）
- ② 緊急連絡カード（別紙 2）（入園説明会開催通知に同封）
- ③ 入園のしおり（重要事項説明）に係る同意書
- ④ 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等の負担に係る同意書（別添 1）
- ⑤ 園児肖像権等に関する同意書（別添 2）

（2）提出期限

①「家庭状況調査票」、②「緊急連絡カード」は、入園説明会又は入園面接時に提出してください。

③、④、⑤は、入園日に提出してください。

（3）内容変更

①、②の記載事項に変更があった場合は、直ちに変更内容を担任にお知らせください。

特に②「緊急連絡カード」は、園児が発熱やケガをしたときなど、緊急を要する場合に保護者への連絡や医療機関で受診する場合に使用します。

このため、緊急時に支障がないよう変更があった場合は、必ず担任にお知らせください。

2 必要な物品（持ち物）について

別紙 3（0 歳児）、別紙 4（1 歳児）、別紙 5（2 歳児）別紙 6（3 歳児）別紙 7（4、5 歳児）のとおりです。

年齢によって必要な物品が違うので注意してください。また、毎日持って来る物品と保育園に置いておく物品があります。

保育園で使用した紙おむつ、紙パンツは、保育園で処分します。

保育活動などで使用するものについては、別に通知するので購入又は用意してください。

すべての物品（園児の持ち物）には、必ず見えるところに名前を記入してください。

保育活動への支障や園児同士のトラブルの原因となるため、園が指定したもの以外の物品（おもちゃ、絵本、お菓子などの食品、シール、プレゼントなど）を園内に持ち込まないよう注意してください。

3 服装などについて

制服は、ありません。（特定の服のあつ旋は、行っていない。）

服装は、園児の成長に合わせ、気温や天候に応じたものを着用させてください。ただし着脱が簡単で活動しやすい服装を選んでください。

ズボンなどはベルトやサスペンダーを使うものは避けて、ゴムの入ったものとし、上下のつなぎ（0 歳児の肌着を除く。）は着用させないでください。

くつは、かかとがあり、足のサイズに合ったもので、履き慣れたものにしてください。

ひも靴や、くつ底にローラーが入ったもの、音がするもの、大きな又は華美な装飾があるもの、サンダルは履かせないでください。

服やくつにも、名前を記入してください。

髪の毛は、衛生的で保育活動に邪魔にならない髪型や長さにしてください。長い髪は、ゴムひもなどで結んでください。大きな又は華美な髪飾りは着けさせないでください。

4 健康管理について

(1) 健康上の注意など

健康上で注意や配慮をしなければならない持病や食物アレルギー、体質などがある場合は、必ず担任に詳細をお知らせください。

朝食は、必ず食べさせてから登園させてください。

乳幼児検診や予防接種は、指定された時期に受けてください。受診、接種の結果は、

①「家庭状況調査票」に記入してください。

(2) 体調管理

登園前に必ず検温をし、健康状態を確認してください。

検温結果は、連絡ノートに添付しているカレンダーに記入してください。

体調がすぐれない場合は、医療機関を受診させてください。

体温が37.5度以上、嘔吐・下痢、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良のときは、登園を自粛してください。

また、体温が37.5度以上あったときは、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向とするまでは、登園を自粛してください。

(3) 集団感染の防止対応

感染症については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）に沿った対策や対応を行っています。（抜粋、別紙12の①子どもの症状を見るポイント、発熱時の対応を参照）

なお、感染症による登園停止や再登園は、学校保健法の出席基準に準じています。

別紙8 学校感染症の種類、出席（登園）停止の期間を示しています。

家族を含めて感染が疑われる場合は、直ちに医療機関を受診してください。受診の結果、感染症と診断された場合は、必ず担任にお知らせください。

感染症が治癒して登園する場合には、感染症の種類によって、別紙9の登園届（保護者が記入）又は別紙10の意見書（医師が記入）を提出してください。

(新型コロナウイルス感染症の防止について)

保護者及び業者等の園舎内への立入りは、玄関を除いて禁止しています。

新型コロナウイルス感染症は、風邪やインフルエンザの症状と、よく似ており、判断は困難です。周囲の方に感染させないためには、早く医療機関を受診することが重要です。

風邪かな？と思ったら、まず「かかりつけ医」か「積極ガードダイヤル」に相談してください。《海田町にお住いの場合：082-513-2567》

なお、園児へのマスク着用は、要請していません。また、マスクの着脱の管理、指導は行っていません。

(新型コロナウイルス感染症に係る登園基準について)

新型コロナウイルス感染症に感染し、再登園する場合の基準は、次のとおりです。

なお、保育園では、3密を伴う集団生活の中で保育を行ない、集団感染のリスクが高いことから、より安全・安心な保育環境を確保するために、独自の基準を設けています。

1 本人が感染したとき

① 感染が確認された日を含めて10日を経過していること。

② 発熱、せき、鼻水、鼻づまりなどの「かぜ症状」がなくなってから72時間を経過

していること。

- ③ 新型コロナウイルス感染に係る投薬を受けてないこと。
- ④ ①～③を満たし医療機関で抗原定性検査、PCR検査などで、陰性が確認されていること。又は、薬局及び自宅（検査キット購入）で、抗原定性検査で陰性が確認されていること。

2 同居の家族等が感染したとき

- ① 家族等の全員が感染者でないこと。感染者であった者は、1の「本人が感染したとき」のすべての条件を満たしていること。
- ② 家族等の全員が濃厚接触者でないこと。濃厚接触者であった者は、濃厚接触者に認定された日から7日を経過し、1の③であること。
- ③ 家族等の中に感染の疑いがある者があって、1の③の検査結果が出ていない者がいないこと。
- ④ 家族等の中に発熱、せき、鼻水、鼻づまりなどの「かぜ症状」がある者がいないこと。

※新型コロナウイルス感染以後に再登園させようとするときは、事前に保育園と協議してください。

その他、園の行事のうち、保護者などが参加するものについては、感染リスクが高くなる3密（密閉、密集、密接）を避けるため、参加人数の制限、行事の全部又は一部の中止や延期を行うことがありますのでご理解をお願いします。

園では、感染を防ぐため、手洗い、うがいの励行、園内の消毒、換気、湿度の管理、空気清浄などを行っています。

また、ご家族を含めて感染症の予防や症状を軽くするため、インフルエンザなどの予防接種の接種をお願いしています。

（４）投薬について

投薬は、医療行為であることから原則としては園では行うことができません。ただし、①かかりつけ医から処方された薬で、②医師の指示で保育時間中の投薬が必要な場合に限り、③保護者の依頼により投薬を行います。

投薬が必要な時は、毎朝登園時に、別紙11の「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬袋に1回分の薬を入れて、必ず担任又は受付職員に直接、手渡ししてください。かばんなどには入れないでください。

また、新たな投薬を保育園に依頼するときは、薬局が発行する薬の説明書又は医師が作成する処方箋の写しを添付してください。

その他、投薬事故を防止するため、次の注意事項を守ってください。

- ① 朝服用しなければならない薬は、家庭で服用させ、登園させてください。
- ② 薬は、医師から園児に処方されたものに限ります。
- ③ 原則として、1回の投薬分を薬袋に入れてください。

さらに、薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いた場合などは、投薬できないので承知ください。

5 登園、降園について

(1) 園児の送迎

必ず9時30分までに登園させてください。

園児の安全を確保するため、送迎は、必ず保護者が行ってください。父母以外の方が送迎する場合は、事前に連絡ノートに記載するか、担任又は受付職員にお知らせください。

登園後の変更については、電話でお知らせください。

なお、園児だけの登園、降園や家族であっても中学生以下の児童、生徒のみの送迎は認めていません。

園児の登園に当たっては、4(2)の体調管理を、保護者の送迎に当たっては、4(新型コロナウイルス感染症の防止について)の徹底をお願いします。

園児の安全を確保するため、9時30分から15時までの間は玄関の扉を施錠します。

(2) 欠席、遅刻連絡等

欠席や遅刻する場合は、必ず事前に連絡ノートに記載するか、9時までに電話で担任又は受付職員に理由を含めてお知らせください。

なお、利用時間が海田町が決定した認定時間を超える場合(理由は問いません。)は、延長保育となり、延長保育に係る利用者負担金(臨時利用の場合は、1時間当たり500円)を徴収します。

(3) 交通安全

園の前の県道は、駐車・停車(横断歩道)禁止です。送迎時には、駐車・停車しないでください。

また、県道は、狭く、交通量も大変多いため、送迎時は園児と手をつなぐか、おんぶ、抱っこをして、安全に気を付けて登降園してください。

(4) 駐車場、駐輪場

園の東側の明頭寺駐車場を利用してください。長時間の利用は、禁止です。

なお、交差点に面しているため、出入りする際には十分な安全確認と徐行を行ってください。無理な出入りは、交通事故の原因となります。

また、スピードを出したままでの出入りは、段差解消のためのスロープの破損や飛び跳ねが発生し、大変危険です。

駐車場で発生した事故は、責任を負いません。

6 家庭との連絡について

(1) 連絡ノート

園児の生活状況などについては、送迎時に担任等がお話するようにしていますが、日々の家庭と園や担任との連絡を行うために園児ごとに連絡ノートを利用しています。

園や担任からのお知らせや園での生活状況などを記入していますので毎日確認してください。

また、保護者からのお知らせ、心配ごとや相談ごと、苦情やご意見、ご要望などがある場合も記入してください。

(2) 園だよりなど

家庭と園との連携を図るため毎月、「園だより」を発行しています。また、必要に応じて、お知らせ文書や玄関の掲示板などでお知らせするので確認ください。

(3) ご意見箱等

保護者からの苦情や意見、要望などを受付けるため、意見箱を玄関に設置しています。

匿名でも構いませんので、意見などがありましたら活用してください。

また、次のメールアドレスに意見などをお送りいただいても結構です。

info@kenshin-meikou.jp

7 利用者負担の納入について

保育料（0，1，2歳児のみ）は，海田町の指定する方法，期限で納入してください。
保育料を除く，利用者負担金（主食費，副食費，教材費，行事費及び延長保育料等）は，次により現金で直接，受付職員に手渡しで納入してください。

- ・毎月10日（休日のときは次の開園日）に当月分の負担金額，内容を負担金納入袋に記載して降園時に連絡ノートと合わせてお渡しします。
- ・5日以内に負担金納入袋に現金を入れ登園時に受付職員に渡してください。領収書は，発行しません。
- ・お釣りは，用意していません。園児ごとにお釣りがないように準備してください。（合計額で納入されることも可能です。）

8 図書の貸出

子どもたちが読書の楽しみを知り，読み聞かせをとおして親子のふれあいを深めるためなどを目的として，次のとおり図書の貸出を行っています。

（1）貸付期間

毎週木曜日に貸出を行います。翌週の火曜日に返却してください。

（2）貸出・返却方法

（幼児クラス（白，青，黄組）乳児クラス（桃組））

- ・子どもたちが読みたい本を選んで降園するときに持ち帰ります。
- ・翌週の火曜日の登園時に受付職員に返却してください。

（乳児クラス（赤，ひよこ組））

- ・毎週木曜日16時ごろに玄関内に貸出図書を置きます。
- ・保護者が貸出を希望する図書を選んでください。
- ・貸付簿に必要事項を記入して，貸出を受けてください。
- ・翌週の火曜日の登園時に受付職員に返却してください。

（3）その他

図書は，みんなの財産です。大切に取扱ってください。利用の前には，手洗いを行ってください。破れたり，汚れたりした場合は，受付職員にお知らせください。

感染症の感染防止のため，貸出を中止することがあります。

9 保護者会について

園児の保護者を対象として，一人ひとりの園児の健やかな心身の発達及び保護者の親睦を図ることなどを目的とする保護者会が運営されています。

目的にご理解をいただきご加入をご検討ください。

詳しくは，別に保護者会からお知らせがあります。

10 その他

（1）明顕寺について

当園は，宗教法人明顕寺内の保育所として設立されましたが，昭和57（1982）年1月に公的な法人として社会福祉法人見真会が設立され，同年5月に保育所の開設許可を得ています。また運営は，海田町からの委託料（公費）と保護者の負担金及び寄付金のみの収入で行っています。

園舎の敷地は，宗教法人明顕寺から契約に基づいて無償で借受け，送迎用の駐車場の使用には便宜を図っていただいています。

現在，宗教法人明顕寺及び縁故者による社会福祉法人や保育園の運営への関与は，役員への就任，資金の提供などを含めてまったくありません。

(2) その他

お願い事項について、追加や修正がある場合は、園だよりやお知らせ、園内掲示などでお知らせします。

また、現在ホームページの作成を進めています。

明光保育園の連絡先

TEL 082-823-0366

FAX 082-823-0371

メールアドレス info@kenshin-meikou.jp

- 別紙1 家庭状況調査票
- 別紙2 緊急連絡カード
- 別紙3 0歳児の持ち物
- 別紙4 1歳児の持ち物
- 別紙5 2歳児の持ち物
- 別紙6 3歳児の持ち物
- 別紙7 4, 5歳児の持ち物
- 別紙8 学校感染症の種類, 出席(登園)停止の期間
- 別紙9 登園届
- 別紙10 意見書
- 別紙11 投薬依頼書
- 別紙12 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

別添1 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等の負担に係る同意書

別添2 園児肖像権等に関する同意書